平成２４年（フ）第３０９号
宮崎市大字新名爪1926番地１
破産者　柳田　恒一
１　決定年月日　平成25年５月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第２１３号
山口県宇部市沼１丁目９―35　アルフィーネ宇部310号、開始決定時の住所山口県山陽小野田市日の出４丁目９番25号
破産者　前田　英彦
１　決定年月日　平成25年５月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第３２号
香川県三豊市財田町財田上1872番地
破産者　岩崎　桂子
１　破産債権の届出期間　平成25年６月27日まで
２　一般調査期日　平成25年８月27日午前10時15分
平成25年５月16日
高松地方裁判所観音寺支部

平成２４年（フ）第２４９３号
愛知県日進市香久山５丁目2312番地１
破産者　加藤　繁芳
１　破産債権の届出期間　平成25年６月17日まで
２　一般調査期日　平成25年７月16日午後２時10分
平成25年５月17日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７００号
大阪市港区市岡４丁目３番17号
破産者　合資会社濱田歯切工場
１　破産債権の届出期間　平成25年６月17日まで
２　一般調査期日　平成25年７月19日午前11時30分
平成25年５月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６２１号
大阪市中央区北新町４番７号　藤和シティコープ大手前Ⅲ503号
破産者　新潟　敏也
１　破産債権の届出期間　平成25年６月17日まで
２　一般調査期日　平成25年７月22日午後３時
平成25年５月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８２３号
大阪府寝屋川市高柳２丁目２番１―202号
破産者　光武　俊彦
１　破産債権の届出期間　平成25年６月18日まで
２　一般調査期日　平成25年７月22日午後３時
平成25年５月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８８号
岐阜県高山市片野町１丁目47番地
破産者　菅原　　進
１　破産債権の届出期間　平成25年６月20日まで
２　一般調査期日　平成25年８月５日午後１時30分
平成25年５月20日
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第５７４９号
奈良県香芝市穴虫1066番地２
破産者　清水　宏能
１　破産債権の届出期間　平成25年６月20日まで
２　一般調査期日　平成25年７月22日午後３時30分
平成25年５月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８４号
兵庫県姫路市木場1434番地の３
破産者　株式会社ノイチ
１　破産債権の届出期間　平成25年６月21日まで
２　一般調査期日　平成25年９月６日午前10時
平成25年５月17日　神戸地方裁判所姫路支部

債権者集会招集

平成２２年（フ）第１０９号
長野県伊那市高遠町小原1108番地１
破産者　株式会社阿部組
１　期日　平成25年６月19日午前11時30分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年５月20日　長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第５７３３号
最後の住所大阪府摂津市千里丘２丁目８番18号
破産者　被相続人亡山口武相続財産
１　期日　平成25年６月25日午後１時30分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年５月17日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第５９号
山口県周南市大字栗屋829番地の４
破産者　共栄運輸有限会社
異議申述期間　平成25年６月21日まで
平成25年５月20日　山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第７１号
山口県熊毛郡平生町大字平生町字角浜558番地の10
破産者　有限会社つねはる
異議申述期間　平成25年７月１日まで
平成25年５月20日　山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第４９号
福岡市早良区次郎丸２丁目25番39―101号
破産者　石瀧　哲哉
異議申述期間　平成25年７月12日まで
平成25年５月15日
福岡地方裁判所第４民事部

免責許可決定

平成２４年（フ）第２４４７号
福岡市博多区東光２丁目20番35―301号
破産者　髙岡　良太（旧姓岩丸）
１　決定年月日　平成25年５月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３３号
福岡県宗像市日の里５丁目１番10棟404号
破産者　江﨑　春子
１　決定年月日　平成25年５月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７４号
福岡市東区舞松原５丁目８番17―107号
破産者　栁取　孝信
１　決定年月日　平成25年５月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第５０１号
福島市北矢野目字成田小屋12番地
清算株式会社　株式会社三東コーポレーション
代表清算人　三浦　康伸
１　決定年月日　平成25年５月17日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福島地方裁判所第１民事部

平成２５年（ヒ）第１００２号
福岡県糟屋郡新宮町大字的野香ノ木740番地の４
清算株式会社　九州大倉住研株式会社
代表清算人　堀田　義生
１　決定年月日　平成25年５月15日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第１１号
東京都昭島市緑町３丁目13番14号
清算株式会社　株式会社丸光ベニヤ
代表清算人　奥隅　　薫
１　決定年月日　平成25年５月17日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

監 督 命 令

平成２５年（再）第２号
岡山市東区西大寺東１丁目２番55
再生債務者　山陽板紙工業株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　岡山市北区弓之町10番20号　テミス弓之町２階　つばさ法律事務所　弁護士　石川　敬之
平成25年５月15日
岡山地方裁判所第３民事部